

3 環境配慮の推進

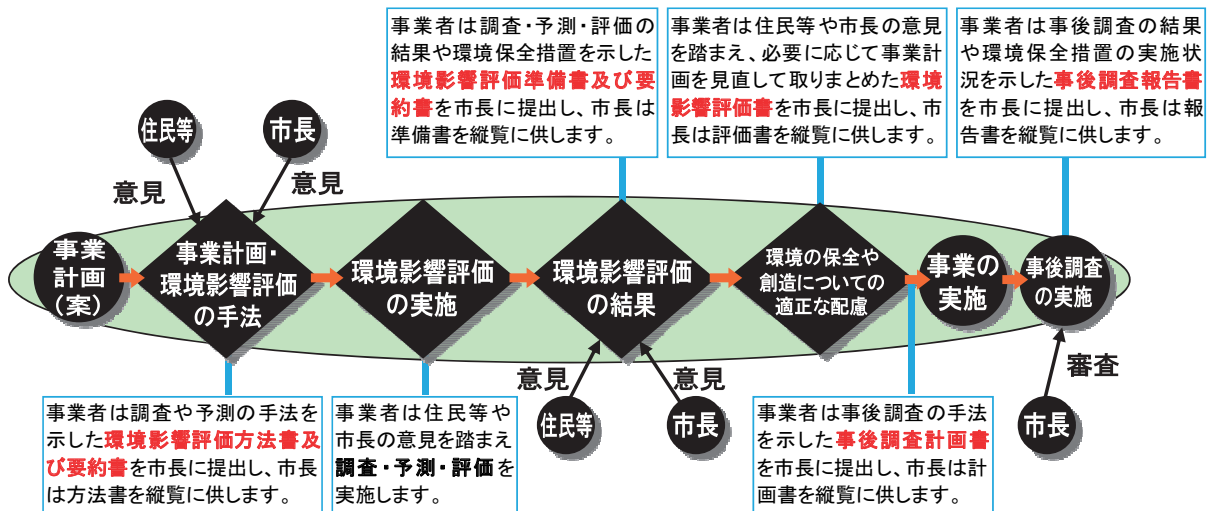
(1) 環境影響評価制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聴くことにより、事業が環境の保全に十分

配慮して行われるようにするための制度を実施しています。

これまでに大阪市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等は 47 事業です。

【環境影響評価項目】			
・大気質	・水質、底質	・地下水	・土壌
・悪臭	・日照障害	・電波障害	・廃棄物、残土
・水象	・動物	・植物	・生態系
			・騒音
			・振動
			・低周波音
			・地盤沈下
			・地球環境
			・地象
			・気象（風害を含む）
			・自然とのふれあい活動の場
			・文化財



(2) 建築物の環境配慮制度

建築物の環境への配慮を促進するため、一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等について、建築主の自己評価に基づく計画書の概要をホームページ等で広く市民に公表する、CASBEE 大阪みらい（大阪市建築物総合環境評価制度）を実施し、快適で環境にやさしい建築物の誘導を行っています。

また、マンション等の募集広告に環境性能を表示するラベリング制度を実施するとともに、優秀物件の表彰を行い、制度のさらなる普及、啓発に努めています。

平成 24 年 1 月には「大阪市建築物の環境配慮

に関する条例」を制定し、制度を条例に位置づけるとともに、届出対象を拡大し、平成 26 年 9 月には条例改正（平成 27 年 4 月施行）を行い、一定の建築物について省エネ基準適合義務化や再生可能エネルギー利用設備の導入検討義務化等を実施しています。

ラベリングの表示例

